

センター からの

2016
11月号
隔月発行

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
TEL 086 (226) 1019 (2016.11月発行)

Contents

- 消費生活に関するご相談
- 東京オリンピックに便乗した詐欺的な電話に注意
- 第4回消費生活講座の案内
- 身の回りにリコール対象製品はありますか？
- 死亡事故も！ブラインド等のひもで窒息
- コインパーキングの料金表示はしっかり確認を
- 消費生活相談事例
- ビデオ・DVDライブラリー

お便り

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～16:30

津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **局番なし 188** (身近な消費生活相談窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えて下さい。)

●岡山県消費生活センター **FAX:086 (227) 3715**

●岡山県消費生活センター **e-mail: syohi@pref.okayama.lg.jp**

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月1回掲載**

●岡山県消費生活センターTwitter アカウントID **@SyohiOkayamaken**

東京オリンピックに便乗した詐欺的な電話に注意

オリンピック関連の団体を名乗る男性から「東京オリンピックの入場券を300万円申し込みましたね」と電話があった。「頼んでいない」と答えると「同様の被害に遭った人が他にもいる。調査するつもりだがどうするか」と聞かれ、「お願いします」と個人情報伝えてしまった。その後も「銀行の犯罪グループのリストに名前が載っている」「警察には相談しないように」などと何度も電話があり、弁護士という人物から「口座を差し押さえられてしまうので手を打たないと大変だ。銀行名を教えなさい」と言われ、銀行名を伝えてしまった。(70歳代 女性)

- 2020年に開催される「東京オリンピック・パラリンピック」に関連し、オリンピック関連の団体名をかたる事業者からの詐欺的な電話に関する相談が寄せられています。今後も同様の勧誘が増える可能性があり、十分注意が必要です。
- 話を聞いてしまうと、個人情報を聞き出されたり、金銭を要求されたりする場合があります。不審な電話はすぐに切り、絶対に応じないようにしましょう。
- 少しでもおかしいと思ったら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。(消費者ホットライン188)

(国民生活センター「見守り新鮮情報」261号より)



生活者と企業の信頼ある関係を目指して

「お客様の声を活かした取り組み 55事例から」

講師：一般社団法人日本ヒープ協議会 監事 高野 逸子さん

お客様の声を活かして、商品品質を改善した事例や、表示をわかりやすくした事例、容器を改善して使い勝手をよくしたり出っ張りをなくし手入れをしやすくしたクッキングヒーターの事例等をわかりやすく解説していただきます。

参加希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAXまたは電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715

電子メール syohi@pref.okayama.lg.jp

※定員70名に達しますとお断りする場合がありますので、ご了承ください。

消費生活講座



平成28年
11月18日(金) 13:30～15:00
in 岡山県消費生活センター

身の回りにリコール対象製品はありませんか？

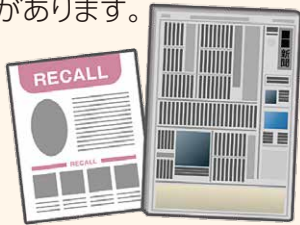
リコール対象製品は、すぐに使用を中止し事業者に連絡しましょう。

「リコール」といえば、自動車のリコール制度が有名です。しかし、自動車以外の製品についても、事故の再発を防止するため、製造事業者などが製品を無料で修理したり、回収を行うことがあります。

消費者庁が平成27年度中に事業者から報告を受けたリコール対象製品（自動車、医薬品、食品等、他の法令で安全規制が設けられているものを除く）による火災などの重大製品事故の報告は年間100件にもなります。事故にあわないために、リコール情報を確認しましょう。

「リコール」情報を入手するには

新聞の社告、折込チラシ、店頭のパスターなどに掲載されることがあります。



商品を購入した際、メーカーに対してユーザー登録したり、販売店の会員になることでリコール情報が届く体制を整えている事業者があります。

通信販売で購入した場合は直接購入者に届くこともあります。



「消費者庁リコール情報サイト」ホームページアドレス <http://www.recall.go.jp/>

死亡事故も！ ブラインド等のひもで窒息

事例 1

ベッドに寝かせていた息子が、ブラインドのひもが首に巻きついた状態で床に倒れており、死亡していた。寝返りをしてベッドから落ちた際に、ひもが首に食い込んだようだ。

(当事者：6カ月 男児)

事例 2

ブラインドのひもが切れる音がして振り向くと、娘が首を押さえていた。ひもが首に引っかかったまま、出窓から近くのソファに飛び降りたようだ。首にひもの跡が赤く残り、治るのに1週間以上かかった。

(当事者：6歳 女児)



- 家庭のブラインドやロールスクリーン等のひも部分が、子どもの首に絡まると、数分で死亡する可能性があります。大変危険です。
- ひもの安全対策が施されていないブラインドを使用中の場合には、クリップ等を取り付けて、子どもの手の届かない位置にひもをまとめましょう。

- ブラインド等を購入する際は、ひも部分がない商品や、ひもがあっても、一定の重さが掛かると、ひものつなぎ目部分が外れるようになっている商品等、安全性の高いものを選びましょう。
- ソファやベッド等は、ブラインド等のひもの近くに置かないことが大切です。

(国民生活センター「子どもサポート情報」105号より)

コインパーキングの料金表示はしっかり確認を

「24時間最大千円」と表示されていたコインパーキングに3日間駐車した。料金は3千円だと思っていたのに、精算時の料金が8千円以上だった。おかしいと思ったが、支払わないと出庫できないので、仕方なく払った。すぐに電話で抗議したところ、「最初の24時間が千円でその後は通常料金だ」と言われた。

(70歳代 男性)



- コインパーキングで、「1日最大〇〇円」「24時間最大△△円」などと表示されているのに、24時間を超えると料金体系が変わり、想定以上の料金を請求される事例が見られます。
- 一見ただけでは利用条件が分かりにくい表示も一因です。利用する前に、看板などに大きく表示されている内容だけでなく、出入口付近や精算機付近などの詳細な利用条件にも目を通しましょう。
- 業界団体（日本パーキングビジネス協会）では、2014年9月より表示・運用に関するガイドラインを定めています。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。（消費者ホットライン188）

(国民生活センター「見守り新鮮情報」第259号より)

ロック式コインパーキングでの入出庫は慎重に！

ロック式コインパーキングを利用した際に、ロック板で車に傷がついたといった相談が寄せられています。

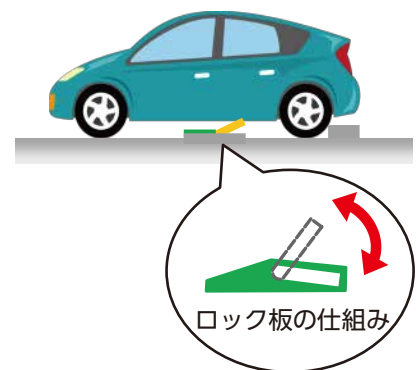
ロック式コインパーキングは、入庫完了後にロック板が上がり、車の底部に接触して止まる仕組みとなっていることが一般的です。このため、駐車中や駐車後に車内に乗り込んだり、重い荷物を載せたりすると接触部分に負荷がかかることがあります。利用規約により、駐車場で発生した車両の毀損などは、補償の対象にならない場合がありますので、利用する場合には注意が必要です。

ロック板は、所定の位置に駐車されたことを検知してから数分後に上がる仕組みとなっていますが、そのタイミングは駐車場によって違います。わずかな時間だと思ってもロック板が上がっていることがありますので、出庫前には、必ずロック板が下がっているかよく確認してください。また、コインパーキングにある注意表示の記載をよく見て、ロック板の仕組みなどについて確認しておくことも必要です。

夜間などは、ロック板が下がっているかどうか確認しづらい場合もあります。乗車する前にロック板が下がっていることを必ず確認しましょう。

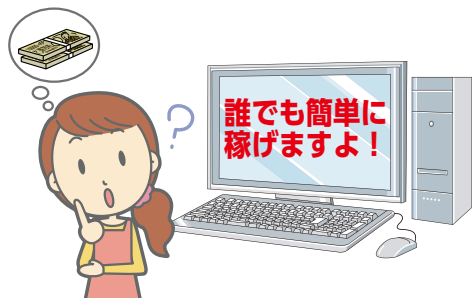
利用に関するトラブルへの対応は利用規約にしたがって行われます。予め利用規約についてもよく確認するとともに、コインパーキング内でトラブルが発生した際には、事業者に対し速やかに連絡し、その状況を説明しましょう。

お困りの場合は、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。（ホットライン188）



●消費生活相談事例●

「在宅ワークで簡単に高収入」おいしい話にご用心!



「在宅で簡単な仕事をして高収入を得ませんか」というインターネット上の広告を見て業者に電話すると、1日3～4時間働いて月5万円程度の収入がある。その仕事をするためには、先に30万円の機器を購入してもらおう必要があると言われた。担当者にせかされてクレジットの分割払いで機器を購入する契約をしたが、本当に担当者の言うような収入があるのか不審に思うようになったので解約したい。
(岡山市 女性)

消費者へのアドバイス

これは仕事を紹介すると言って、その条件として登録料の支払いや高額な機材、検定試験のための教材を買わせる、いわゆる「内職商法」です。実際には、ほとんど仕事が無かったり、対価が支払われないなどのトラブルが多くなっています。

この商法については、こうしたトラブルが多いことから、特定商取引法で「業務提供誘引販売取引」として勧誘方法や交付書面などに関する規制があります。

近年ではインターネットの普及により、主婦に限らず学生や会社員が「手軽にできる副業」として内職を始めるケースが増えています。

事業者は仕事を始めるに当たり必要だと称して、サイト開設料やサポート費用などの名目で高額な費用を負担させますが、ほとんど収入につながりません。解約を申し出ても応じてもらえなかったり、業者と連絡が取れなくなったり、業者が倒産するケースもあります。

業者は、契約の前に契約内容を説明した概要書面

を渡し、契約後には契約書を渡す義務があります。契約を解除したい場合はクーリング・オフ(契約書を受け取ってから20日間)ができます。また、クーリング・オフの通知は事業者だけでなく、クレジット契約を利用していればクレジット会社にもクーリング・オフの通知をする必要があります。

こうした業者のすべてが悪質とは限りませんが、被害に遭わないためには、「誰でも簡単に稼げる」などのおいしい話は疑ってかかる必要があります。

収入を得る前に高額費用が必要な契約や、仕事の内容が不明確な契約はしないようにしましょう。

トラブルにあったときは、お住まいの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください。

お住まいの自治体の消費生活相談窓口の電話番号がわからないときには、消費者ホットライン「(局番なし)188」に電話してください。最寄りの消費生活相談窓口に繋がります。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに次のDVD教材が加まりました。

一般向け

記号をよく見て 洗濯上手に!
新しい洗濯表示の記号

11分

制作 著作：内閣府
配布：消費者庁



* 貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086) 226-1019

* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/koho-v-list.html>